



令和5年6月21日

八頭町指定給水装置工事事業者証

八頭町長 吉田英人



次の者は、水道法第16条の2第1項の規定により、八頭町指定給水装置工事事業者として指定したので、八頭町指定給水工事事業者規程第5条の規定により、八頭町指定給水装置工事事業者証を交付する。

指定（登録）番号	第 5 1 号
指定工事事業者名 代表者氏名	株式会社 蒼進 代表取締役 大家 一宏
事業所所在地	鳥取市岩吉96番地30
有効期限	令和9年9月29日

指定工事店証

令和6年5月1日

八頭町長 吉田 英人



下記の者を、八頭町下水道排水設備指定工事店規則第6条の規定により、八頭町下水道排水設備指定工事店として指定する。

指定（登録）番号	第 157 号
指定工事店名	株式会社 蒼進
営業所所在地	鳥取市岩吉96-30
代表者氏名	代表取締役 大家 一宏
指定の有効期限	令和6年5月1日 ~ 令和9年4月30日